

記載例

③転勤等で新しい勤務先で特別徴収を継続する場合

給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
給与支払報告  
特別徴収

注意事項

3 2 1

「宛名番号」の欄には、「特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。」  
「転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で本人から番号の提供を受けたい場合は、前勤務先で本人から番号の提供を受けたい旨を記載し、新勤務先に送付願います。」  
また、前勤務先が個人事業主の場合、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先で本人から番号の提供を受けたい旨を記載し、新勤務先に送付願います。  
受けている市区町村と翌年度の給与支払報告書を提出した市区町村が異なる場合は、両方の市区町村に提出してください。

年度		※市役所処理欄			
1. 現年度	<input type="checkbox"/> 過 <input type="checkbox"/> 未 <input type="checkbox"/> 納 <input type="checkbox"/> 影 <input type="checkbox"/> 響 <input type="checkbox"/> 申 <input type="checkbox"/> 告 <input type="checkbox"/> 取 <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> 新 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 告 <input type="checkbox"/> 取 <input type="checkbox"/> 済	<input type="checkbox"/> リスト <input type="checkbox"/> 同封 <input type="checkbox"/> 控 <input type="checkbox"/> 納 <input type="checkbox"/> 入 <input type="checkbox"/> 書 <input type="checkbox"/> 月 <input type="checkbox"/> 割	<input type="checkbox"/> 特・普(連) <input type="checkbox"/> (給報・所在地・切替) <input type="checkbox"/> 返送済 <input type="checkbox"/> 送付済 <input type="checkbox"/> 連絡済	<input type="checkbox"/> 強制入力 <input type="checkbox"/> □年特
2. 新年度					
3. 両年度					

  

草加市長 あて 令和 ××年 ○○月 △△日提出	(特別徴収義務者) 給与支払者	所在地 〒 012-3456 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ カブシキガイシャ マルバツショウジ	氏名又は名称 株式会社〇×商事	個人番号 又は法人番号 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	特別徴収義務者 指定番号 123456	宛名番号 1	担連 所属 人事課人事労務係	当絡 氏名 特徴 花子	者先 電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 内線 ( 123 )																			
フリガナ ソウカ イチロウ	氏名 草加 一郎	生年月日 昭和 50 年 1 月 1 日	個人番号	受給者番号 78910	1月1日現在の住所 〇〇県××市△△3-2-1	異動後の住所	140,000 円	35,600	104,400	×× 年 2 月 8 日	1. 退職 2. 退職 3. 死亡 4. 職 ・ 長 を 勤 務 先 で 退 職 す る	1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付)																	
<p>転勤等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合は、「個人番号」は、前勤務先では記載しないでください。</p> <p>8月末で転勤する給与所得者が、9月から新しい勤務先で特別徴収する場合</p> <p>新しい勤務先で特別徴収を開始する月(9月)とその月割額を記載します。</p> <p>新しい勤務先へは、月割額 11,600 円を 9 月分(翌月10日納入期限分)から徴収し、納入するよう連絡済みです。</p> <p>電子データを選択している場合は使用できない文字等があります。eLTAX地方ポータルシステムサイトをご確認ください。 <a href="https://www.eltax.lta.go.jp/news/14356">https://www.eltax.lta.go.jp/news/14356</a></p>																													
特別徴収義務者 指定番号 987654	(新規)	法人番号 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3 3	所在地 〒 654-3210 〇〇県××市△△1-2-3	フリガナ マルバツフドウサン カブシキガイシャ	氏名又は名称 〇×不動産 株式会社	担当者連絡先	所属 庶務課社員係	氏名 特徴 進	電話 111-111-1111 内線 ( 222 )	受給者番号 (納税義務者用税額通知の電子データを選択している場合は必須) M56789	納入書の要否 (新規の場合のみ記載) 1 右から記号を記入 要 2. 不要																		
<p>2. 一括徴収の場合 ※1月1日から4月30日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。</p> <table border="1"> <tr> <td>理由</td> <td>1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため</td> <td>徴収予定月日</td> <td>徴収予定額 (上記(ウ)と同額)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため</td> <td>月 日</td> <td>円</td> </tr> </table>												理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円										
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため	徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)																										
	2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため	月 日	円																										
<p>3. 普通徴収の場合</p> <table border="1"> <tr> <td>理由</td> <td>1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため</td> <td>退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額</td> <td>控除社会保険料額</td> <td>退職手当等の額 (支払予定額)</td> <td>勤続年数</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため</td> <td>1,200,000円</td> <td>60,000円</td> <td>1,000,000円</td> <td>5年</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3. 死亡による退職であるため</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>												理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額	控除社会保険料額	退職手当等の額 (支払予定額)	勤続年数		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	1,200,000円	60,000円	1,000,000円	5年		3. 死亡による退職であるため				
理由	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため	退職した年の1月 から退職時までの 給与支払額	控除社会保険料額	退職手当等の額 (支払予定額)	勤続年数																								
	2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため	1,200,000円	60,000円	1,000,000円	5年																								
	3. 死亡による退職であるため																												

※外国人の従業員が退職・帰国(出国)する場合、市民税・県民税・森林環境税の納め忘れがないよう、一括徴収等のご協力をお願いいたします。  
総務省案内: [https://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/jichi\\_zeisei/czaisei/czaisei\\_seido/individual-inhabitant-tax.html](https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_zeisei/czaisei/czaisei_seido/individual-inhabitant-tax.html)